

2020年4月15日

三重県LPガス協会
会 員 各位

一般社団法人三重県LPガス協会
代表理事 中井 茂平 (印略)

新型コロナウイルス対策について (第2版)

拝啓 平素弊協会活動にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。題記の件に関しまして次の通りご連絡申し上げます。弊協会では、2020年2月28日付け(第1版)にて既に新型コロナウイルス対策についての文書を会員の皆様にご案内申し上げます。

その後、3月14日にコロナウイルス対策分を追加修正した「新型インフルエンザ特別措置法」(以下、「特措法」という。)が施行されました。

新型コロナウイルスによる感染者数は、全国で7,645人(4月14日時点:厚生労働省発表)となり、4月7日には東京をはじめ7都府県に特措法に基づく「緊急事態宣言」がなされました。三重県はこの緊急事態宣言対象県ではありませんが、“三重県新型コロナウイルス「感染拡大阻止緊急宣言」”が出されております。三重県での発症者は4月14日現在、19人であり、さらに県内の各市町で発症者が増加することも考えられる状況です。

これからの感染拡大防止の為の予防措置や皆様の地域で発症者が出た場合につきまして、下記の通り「三重県LPガス協会新型コロナウイルス対策ガイドライン(2版)」をご送付申し上げます。尚、本内容につきましては、全国LPガス協会から指示されたものではなく、あくまで三重県LPガス協会内にて第1版の見直しを行い取り纏めたガイドライン(指針)としてお取り扱い下さいますようお願い申し上げます。

敬具

○添付書類:「三重県LPガス協会新型コロナウイルス対策ガイドライン(第2版)」

「三重県LPガス協会新型コロナウイルス対策ガイドライン（2版）」

（目 的）

新型コロナウイルス対策の為に修正され、令和2年3月14日施行された「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（以下、「新型コロナ特措法」という。）の第52条第1項に定める事業計画に準ずるガイドラインを次の通りとし、三重県LPガス協会並びに会員との新型コロナウイルス対策を共有し、県内エネルギーのライフライン企業群としてガスの安定的な供給、サービスに努める。

（地域環境）

題記ウイルスによる発症者、感染者は全国各地で増加傾向にあり、三重県では伊賀地域である名張市での発症、陽性感染者を含めて計19人となっている。さらなる県内、市内のお客様、会員LPガス事業者での新たな感染者、発症者も考えられる。

（当協会の対応）

新型コロナウイルスの感染拡大を防止しつつ、LPガスの供給や保安の確保およびお客様のご要望にお応えし、ガス事業継続の為に次の通りガイドラインを策定する。以下にその対策手順を記載する。尚、このガイドラインは、状況変化により都度見直す。

1. 危機管理としての三重県LPガス協会ならびに会員の警戒レベルの設定

（1）警戒レベル

◇レベル7 国内医療体制が崩壊し感染が多数多発している状況。

→ 会員会社のLPガス原料入手も困難となる。充填所におけるLPガスの充填や出荷の中止や配送の停止、一部お客様先届のLPガスローリーの運行停止を行わざるを得ない状況となる。

レベル6 感染が国内に広がり医療体制に崩壊の兆しが見られる。政府の「緊急事態宣言」がなされる状況。

→ 当協会会員会社もローリー運転手の感染による運転手不足により物流が乱れ、原料入手や輸送、配送に支障が生じる段階

レベル5 会員会社（店）の役員（店主）、社員（家族）や協会職員に発症者、感染者が発生した状況

→ 会員会社における当該社員は入院又は隔離。濃厚接触者は、自宅待機状態に。感染不明の社員も原則在宅勤務とする。会員会社社内や地域協議会において情報の収集をはかり感染拡大の防止をはかる。複数の市において会員の感染者が発生した場合、三重県LPガス協会内に「協会対策本部」を設置し、地域協議会と連携してエネルギー供給のライフラインとしての機能の維持をはかる。

レベル4 会員在住市内に発症者、感染者が発生した状況。

→ 需要家の有無にかかわらず地域協議会は感染情報収集の精度を上げ、会員との接触の有無を確認する。会員会社、会員販売店ではLPガス協力業者、部外者と事務所内の業務ゾーンを区分し、面談を制限し罹患や感染拡大の防止をはかる。

レベル3 県内他市に発症者、感染者が発生した状況

→ 複数の市において多数の感染者が発生した場合、三重県LPガス協会に「協会対策本部準備室」を設置する。

会員各社は、事務所に市外からの来客ゾーンを設定。室内換気。マスク在庫積み増し(6ヶ月分まで)、需要家訪問時には、マスク着用、場合により手袋装着、帰社、帰宅時にうがいやアルコール消毒を徹底する。会員のイベント開催や参加は慎重に判断する。

レベル2 近隣県に発症者あり→マスク着用、うがい、手洗い推奨、会合注意

レベル1 全国的に発症者なし→マスク在庫4ヶ月分、消毒用アルコール常備

※1. 令和2年3月14日施行の「新型コロナ特措法」32条による「緊急事態宣言」が三重県に発令された場合は、上記レベル6以上に該当する。

2. レベル4、5は、最終陽性感染者の発生日の翌日より21日間新たな陽性感染者の発生がないことをもって翌日からレベルダウンを行います。

但し、国内物流の混乱や国内感染者が増加の場合、又、国において医療体制確保の為に新型コロナ特措法による「緊急事態宣言」がなされている場合には、レベルを継続するものとする。

3. 発症者が全国的に少なくなり、レベル3をもって協会対策本部は解散する。

(2) レベル4以上の場合の会員卸、販売店の対応詳細

◇レベル4 同一市内や近隣市内の近距離家庭や事務所、工場に感染者が出た場合は、できるだけ対人接触回数を減らす行動を取る。

(事務所や勤務体制)

- ・ 会員会社ではLPガス協力業者、部外者と事務所内の業務ゾーンを区分し、感染情報収集の密度を上げて感染拡大防止をはかる。
- ・ 需要家の有無にかかわらず地域協議会は、できるだけ情報を入手して会員の接触の有無を確認する。
- ・ 事務所の社内通路、トイレや車両の消毒を定期的に行う。
- ・ 社員、従業員の体温の検温を開始する。LPガス供給事業者としては、発熱していない雇用者がお客様のお宅に訪問している証として毎朝、社員一人一人の検温を実施し記録する。外出先からの帰社時にもできるだけ実施し、体

温が 37.2 度以上の発熱があるものは事務所に入れないものとする。（早退、翌日は有給休暇とする。）

- ・営業や作業員について日々の訪問先、面談者を記録する。（後日、発症時の接触者トレース作業に必要です。）
- ・感染した需要家の情報を入手した時は、個人情報なので販売店としては、住所や氏名を外部に漏らしてはいけない。取引先卸や地域協議会会長には、〇〇地域の〇性 1 名のような形で連絡する。（誤情報は、事業者の信用を落とすので注意。）

（対外対応）

- ・会員行事としてのイベントや内部の懇親会、外部の会議、懇親会への出席、出張をできれば中止、欠席する。
- ・法的要件の必要な会合への出席、資格試験、延長講習以外の会合への参加、出張を原則取りやめる。
- ・営業拠点や事務所もお客様や一般の方々の入室範囲を限定し、互いに距離をおいた対応形態とする。（社員、雇用者以外の事務所への入室原則禁止）。
- ・市外からのお客様、メーカーの来訪、訪問についても原則電話やメールで対応し辞退する。
- ・延期できる会員会社、店舗主催のイベントは中止する。営業行為も訪問販売は控えめとする。
- ・会員会社に依頼のある修理、保安の確保に伴う作業訪問は、速やかに訪問作業を行い、滞在時間をなるべく短くする。

◇レベル 5 会員内または、そのご家族に発症者、感染者が発生した場合には、地区協議会を通じて三重県LPガス協会に連絡する。三重県内の複数の市において会員の感染者が発生した場合並びに当協会内で発症者、感染者が発生した場合には、三重県LPガス協会に対策本部を設置する。事務所は、非接触型事務所として陽性感染者は入院または自宅待機、指定出勤者以外は在宅勤務とする。会員会社社員、販売店主やご家族の感染の場合には、自宅待機設定と卸元や地域協議会の協力による健常者応援チームと連携して、エネルギー供給のライフラインとしての機能の維持をはかる。

（会員（社員、家族含む）陽性感染者発生時の対応）

- ・陽性感染者は保健所の指示に従い即時入院または、自宅待機とする。
- ・濃厚接触者はPCR検査の結果が出るまでは自宅待機とする。
- ・社内の消毒を定期的実施する。
- ・在宅勤務者には所定賃金の支払い、また自宅待機者には有給休暇の付与等の措置をとる。従業員に体調不良や発熱等、コロナウイルスの感染症状が見られたときから有給休暇等に切り替え、自宅待機とする。
- ・検査の結果、陽性反応が出たコロナウイルス感染者は、有給休暇取得か休業補

償（6割支給される見込み。）となる。（新聞報道に基づいています。ご確認ください。）

- ・会員販売店の店主やご家族が感染した場合については、まず卸取引先に応援を要請する。この時に地域協議会の会長にも連絡し、保安の確保について支障課題があれば打ち合わせを行う。

（勤務体制）

- ・取引先卸からの応援については、配送、保安、期限管理、検針について販売店と打ち合わせを行いお客様のガス切れや保安の確保に支障がないようにする。
- ・応援者は、保安の確保を行うとともにお客様対応を行う。前日の業務引継ぎは、ノートなどにより引き継ぐ。検針対応は、十分な打ち合わせを行う。
- ・自宅待機者は、拘束時間なので発熱、感染していない場合、従業員は販売店からの連絡により随時出勤することもある。原則外出や不特定多数の場所への立ち入りは、控える。

（対外対応）

- ・ガス料金、器具代等支払い以外の全ての来訪者の構内立ち入りをお断りする。
- ・全員のPCR検査の陰性が判明した段階で対外的に安全宣言を行う。

◇レベル6 国内医療の準崩壊。LPG原料の入手や輸送、バルク配送、戸別配送に混乱が生じる。

- ・「緊急事態宣言」の内容に従った、勤務体制、業務対応とする。
- ・「緊急事態宣言」に沿った業務対応についての支障事項については、地域協議会や三重県LPガス協会に相談する。
- ・「緊急事態宣言」対象地区との人的交流を控える。
- ・原料供給のローリー運転手の感染、発症について運送会社や取引先卸元と打ち合わせを行い、健常者による原料輸送の確保を依頼する。
- ・配送員の感染により戸口配送が滞る場合、卸元や地域協議会と相談しライフライン機能を維持する。
- ・LPガスの在庫状況により出荷タイミングがずれ、会員各社（各店）戸別配送が乱れる可能性がある。その場合、取引先卸からの応援も含めてガス切れのないよう対応を行う。

◇レベル7 国内医療体制の崩壊、ガスの供給停止

- ・災害の場合には、経済産業省関係法令に基づく中核充填所機能によりLPガスの供給を維持する。緊急事態宣言下においてもその機能は維持されると考える。しかし、国内の原料供給、輸送がコロナウイルスの影響により運転手不在となり、輸送が15日以上途絶え、交通網も機能しない場合にはバルク配送や戸別供給の停止を実施せざるを得ない。
- ・LPガスの供給停止は、市民生活においてあってはならないが、すべての原料

供給がストップした場合には容器のガスを使い切ることとなる。

- ・当該市と協議の上、市民への事前の広報、病院や老健施設への対応を地域協議会や三重県LPガス協会とともに策定手順に従って行う。

2. 人員体制の見直し

(1) 会員会社、販売店による危機管理の教育と対応強化

- ・会員の皆様は、日頃から従業員や取引先卸元と十分話し合っ企業としての危機管理の教育に努め対応を強化して下さい。
- ・締め日や集金、口座振り込みなどの実情を理解しておいてもらってください。
- ・会員販売店における発症、感染者発生の場合、販売店舗そのものについて消毒などが行われる為、店舗の開設、維持が難しくなるケースがあります。
顧客データなどの管理も分かり易くしておいて、身内が持ち出せるようにしておいて下さい。

(2) 検針員の発症、感染者発生の場合

- ・会員が雇用している検針員（店主やご家族含む）の方々が感染し、発症する可能性が高いと考えます。当面の間は、やむを得ないですが至近距離での会話を避けるようにして下さい。
- ・検針員の欠員については、検針員や販売店店主以外による検針ができるような手立てをお願いします。最悪、推定検針がありますが、文書の配布やクレームを考えますと販売店側の人力で当月の検針対応を行わざるを得ないと考えます。

(3) 会員会社の営業員、保安調査員、修理要員の発症、陽性感染者発生の場合

- ・営業面談、機器の取り扱い説明員や保安調査、修理の方々が感染し発症する可能性が高いと考えます。当面の間は、至近距離での会話を避けるようにして下さい。
- ・特に営業面談、機器説明、保安調査の場合は、お客様と十分な距離を置き短時間で対応して下さい。
- ・機器の修理は、当該会員店で一次対応していただきますが、二次対応はメーカーをお願いします。最悪の場合にはお見積りの上、お客様に買い替え依頼をお願いする場合も発生しますが、卸店やメーカーの在庫と運送状況を必ず確認して下さい。

以上

- ・令和2年2月28日 第1版 制定配布
- ・令和2年4月15日 第2版 制定配布

全L協事業2第5号
令和2年4月8日

正会員 各位

(一社) 全国LPガス協会

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言に伴う
LPガスの供給継続について (お願い)

標記緊急事態宣言に伴い、資源エネルギー庁資源・燃料部長より、当協会会長あてにLPガスの供給継続について別添のとおり周知徹底の要請依頼がありました。

つきましては、緊急事態宣言がなされた7都府県（千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県）の協会におかれましては会員に対し、直接会員におかれましては関係者に対し、別添についてご周知くださいますようお願いいたします。

また、今回緊急事態宣言がなされなかった道府県について、今後同様の宣言がなされる場合もあると考えられることから、当該道府県の協会、直接会員に対しても周知させていただきます。

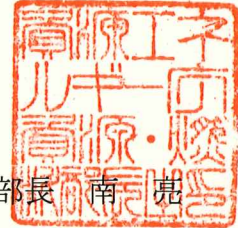
なお、今後、保安行政より本件に関連する周知等があった場合は改めて連絡させていただきます。

以上
(発信手段：Eメール)
(担当：事業推進部 堀江、笠間)

経済産業省

2020 資燃第8号
令和2年4月7日

一般社団法人全国LPガス協会
会長 秋元 耕一郎 殿



資源エネルギー庁資源・燃料部長 南 晃

新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく緊急
事態宣言に伴うLPガスの供給の継続について（要請）

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第三十二条第一項に基づき新型コロナウイルス感染症に関する新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされる見込みとなっております。

都道府県知事から外出自粛要請等が発出される中でも、LPガスの供給を含め国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務については、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域においても業務を継続することが求められます。

これを踏まえ、貴協会に加盟する会員に対して、下記の事項の周知徹底を要請いたします。

記

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第三十二条第一項に基づき新型コロナウイルス感染症に関する新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされる見込みとなっております。

都道府県知事から外出自粛要請等が発出される中でも、LPガスの供給を含め国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務については、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域においても業務を継続することが求められます。

このため、新型コロナウイルス感染症に関する新型インフルエンザ等緊急事態においても、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じた上で、LPガスの供給に支障が生じないよう、LPガスの供給事業を継続して実施されたい。